	牧の台１丁目、牧の台２丁目、牧の台３丁目、竜腹寺字向原、字五斗蒔、惣深新田飛地字池ノ台地内。 ［８駅圏］千葉県印西市若萩１丁目、若萩２丁目、若萩３丁目、若萩４丁目、舞姫１丁目、舞姫２丁目、舞姫３丁目、美瀬１丁目、美瀬２丁目、瀬戸字大木台地内。		

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第15号

平成13年２月23日都市基盤整備公団関西支社公告第23号で公告した、公共下水道工事が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成26年３月31日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　　誠

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
茨木都市計画下水道事業 茨木市安威川流域関連公共下水道		公共下水道工事	平成26年３月31日
処理分区 　西部第１分区の一部	（処理分区） 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目の一部		
排水区 　西部第２排水区の一部	（排水区） 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目の一部		

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第16号

平成14年２月21日都市基盤整備公団関西支社公告第25号で公告した、公共下水道工事が、次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成26年３月31日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　　誠

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
箕面都市計画下水道事業 箕面市安威川流域関連公共下水道		公共下水道工事	平成26年３月31日
処理分区 　西部第１分区の一部	（処理分区） 箕面市彩都粟生北一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の一部、七丁目		
排水区 　西部第４排水区の一部 　西部第５排水区の一部	（排水区） 箕面市彩都粟生北一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の一部、七丁目、粟生南七丁目の一部		

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成26年３月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
神戸市道高速道路２号線 （阪神高速31号神戸山手線）	兵庫県神戸市長田区西尻池町５丁目２番地先から 兵庫県神戸市須磨区白川字幸徳832番６まで

２．指定する期日

平成26年４月１日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成26年３月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博